

公募型プロポーザルの公告

酒田市図書館情報システム貸借業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成31年2月22日

酒田市長 丸山 至



1 業務概要

(1) 業務名称 酒田市図書館情報システム貸借業務

(2) 業務内容 2020年1月31日に貸借期間が満了する酒田市立図書館の図書館情報システムの更新にあたり、利用者の利便性向上や情報提供の拡大を図ると共に、図書館業務の円滑化と効率化、システム動作の迅速性、年間を通じた安定稼動を目的とする。

また、現在建設中の複合型公共施設「酒田コミュニケーションポート（仮称）」に含まれる「ライブラリーセンター（仮称）」に中央図書館機能を移転する計画であることから、図書館移転時の機器移動及び現地調整、蔵書数・開架規模の拡大へのシステム対応、IC連携による貸出返却等業務のセルフ化推進に寄与するシステムを導入するもの。

(3) 履行期間 次に掲げる構築期間でシステム構築等を行い、以下の運用期ごとに段階的な貸借契約を締結するものとする。

① 構築期間 契約日から2020年1月31日まで

② 貸借期間

・第1期（現行図書館によるシステム利用）

2020年2月1日から2026年9月30日までの80か月とする。

・第2期（コミュニケーションポートの先行オープンでの一部利用追加）

2020年10月1日から2026年9月30日までの72か月とする。

・第3期（中央図書館のコミュニケーションポート移転に伴う機器貸借・システム）

2021年10月1日から2026年9月30日までの60か月とする。

(4) 履行場所 酒田市が指定する場所

(5) 選定方法 公募型プロポーザル

2 提案参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 酒田市内に本社又は支社若しくは営業所を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者に該当しないこと。

(3) 公告日以後に、酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成17年告示第22号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

(4) 次のいずれかの条件を満たすこと。

- ① 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿（平成29年・30年度）において、業種コード6「OA機器・情報処理」細目コード1「情報処理」、並びに業種コード201「賃貸借関係」細目コード1「事務用機器のリース・レンタル」の、いずれにおいても登録されていること。
 - ② 指名競争入札参加者登録簿（平成29年・30年度）に未登録の方は、参加表明書の提出時まで、上記ア）の条件を満たす資格について、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。
- (5) 共同企業体として応募する場合は、当該共同企業体の代表となる法人等を除く構成員が(2)から(4)までの要件を満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ① 共同企業体としての名称を付し、代表となる法人等を選定すること。
 - ② 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員又は単独で応募していないこと。
- (6) 提案事業者が採用する図書館情報システム（ソフトウェア）について、公告日より起算して過去5年間において、蔵書数30万冊以上の公共図書館への納入実績を有するとともに、システムの安定稼働の実績を有すること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること（共同企業体の場合は、代表となる法人等が認証又は付与認定を受けていること）。

3 提案参加について

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「酒田市図書館情報システム賃貸借業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）7に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領11に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 参加辞退

参加有資格確認結知書において、参加資格があると認めた者の内、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、2019年4月12日（金）午後5時までに辞退届（任意の様式による）を持参又は郵送（書留）で提出すること。

なお、辞退は自由であり、以後、辞退による不利益な取り扱いをしないものとする。

6 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領13に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

7 契約方法

- (1) 最優秀提案事業者と本市との協議が整い次第、基本協定書を締結の上、予定価格の範囲内において運用期毎に契約を締結するものとする。なお、賃貸借条件・仕様等は、最優秀提案事業者との調整の上、契約段階において修正を行う場合がある。
- (2) 最優秀提案事業者が実施要領5を満たさないこと、若しくは実施要領14の欠格事項に該当することが判明した場合は、契約を締結しない場合がある。
- (3) 最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合において、次点者が受託候補者として妥当と認められる場合にのみ、当該次点者と協議を行うものとする。
- (4) 契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則の定めるところによるものとする。

8 その他

本市は、契約締結後においても受託事業者の本企画提案における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。